

気象警報等に関わる対応について

山県市立高富小学校

いかなる場合においても、児童の生命と安全の確保を第一に考え、早めの判断と共に、学校と家庭と地域、中学校区の連携をしていきますので、御理解と御協力をお願いします。

1 全ての気象情報（特別、暴風、大雨、洪水、暴風雨、大雪）のいずれかの警報発表時における休業及び登下校について

(1) 児童が登校する前に、警報が発表された場合

- ① 午前6時30分前までに解除された場合は、安全に気を付け、平常通り登校する。
- ② 午前6時30分までに解除されなかった場合は、自宅待機とする。
 - i) 午前10時までに警報が解除された場合は、解除後2時間後に授業を開始する。
 - ii) 午前10時に警報が継続中であった場合は、学校を休業とする。

※上記の場合でも、道路の決壊、橋の流失、家屋や樹木の倒壊等で登校するのに危険な場合は、登校させない。その際は、その状況を学校に必ず連絡する。

(2) 児童の登校後に警報の発表が予想される場合

- ① 児童の登校後に警報の発表が予想されるなど、今後の気象状況や交通や道路、河川の状況等を判断して、警報発表前に休業とする場合がある。

(3) 児童が登校してから、警報が発表された場合

- ① 警報が発表された場合は、児童を学校に待機させる。
- ② 児童の下校は、原則、警報解除後とする。
 - ・気象状況や交通や道路、河川の状況、児童の居住地等の安全を確認し、児童が安全に帰宅できると認められた場合は、授業を打ち切り、速やかに下校させる。
 - ・児童の下校は、保護者への引渡を原則とする。
 - ・保護者への引渡ができない場合は、学校で待機させる。
- ③ 児童の自宅への到着確認を確実にを行う。

- ・引渡の場合、学校での引渡、または、教職員の引率の集団下校による地域での引渡等、その状況によって判断する。
- ・学校の休業や授業の打ち切りをする場合、給食について考慮しない。警報解除後の登校など、通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施し、早めに下校させる。
- ・児童を学校に長く待機させ、食事を取らせる必要がある場合は、非常食を支給する。

2 各種注意報（大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷など）が発表された場合について

- ① 登校時に発表されている場合、安全に気を付けて登校する。
 - ・ただし、道路の決壊、橋の流失、家屋や樹木の倒壊等で登校するのに危険な場合は、その状況を学校に連絡したうえで、登校させない。
- ② 気象状況や校区の実情を把握し、児童の安全を考慮して、自宅待機や学校待機、授業の打ち切り等の措置をとる場合もある。
 - ・警報や注意報が発表されていない場合でも、緊急に登校を見合わせたり、早めに下校させたりする等の措置をとる場合がある。

3 その他、児童館の対応について

- ・児童館の対応は学校と同じとする。緊急の下校時や休業時は、児童館で子どもを預からない。
- ・上記に関わる連絡は、「すぐーる」で行う。地区子ども会連絡網は使わない。なお「すぐーる」については、全会員の加入を原則とする。
- ・洪水については、「ぎふ河川情報アラームメール」の情報を参照する。

いかなる場合においても、児童の生命と安全の確保を第一に考え、地震による被害を最小限に抑えるために、前兆現象にいち早く対応すると共に、学校と家庭と地域が連携をしていきますので、御理解と御協力をお願いします。

「東海地震」に関する予兆が観測された場合、発生 of 切迫感に応じて、「調査情報（カラーレベル青）」「注意情報（カラーレベル黄）」「予知情報（カラーレベル赤）」の3つの段階の情報が公表されます。また、実際に大地震が発生した場合も考えられます。それぞれの情報について、次のように対応します。

1 「調査情報」の場合（カラーレベル青）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合

- ・防災対応は特に必要ないので、通常通り授業を行う。

2 「注意情報」の場合（カラーレベル黄）

地震の前兆現象である可能性が高まった場合

3 「予知情報（厳戒宣言）」の場合（カラーレベル赤）

地震の発生の恐れがあると判断した場合 ※内閣総理大臣から「厳戒宣言」が発表

- ・2「注意情報」で、初めて学校は対応する。
- ・3「予知情報（厳戒宣言）」で、学校は地震に備えて校内地震対策本部を設置する。

- (1) 在 校 時： すべての活動を止め、児童を安全な場所(体育館等)に避難させた後、下校させる。その際、児童の下校は保護者への引き渡しを原則とする。
- (2) 登 下 校 時： 自宅か学校の近い方に避難するように、学校と保護者等で協力して指示する。学校に登校した場合には、在校時と同様の対応とする。
- (3) 登 校 前： 自宅待機し、「予知情報」が解除され、安全が確認されるまで休校とする。
- (4) 校外学習時： 事前の下見に基づき、児童を安全な場所に避難させ、その場を離れないようにする。

4 山県市で震度5弱以上の揺れが観測された場合

- ・上記の「注意情報」及び「予知情報」の場合と同様の対応とする。

5 「注意情報」及び「予知情報（厳戒宣言）」が解除された場合

- (1) 午前6時30分前までに解除された場合は、安全に気をつけ、平常通り登校する。
- (2) 午前6時30分までに解除されなかった場合は、休校とするので、登校させない。
- (3) 上記(1)の場合でも、道路の決壊、橋の流失、家屋や樹木の倒壊等で登校するのに危険な場合は、その状況を学校に連絡したうえで、登校させない。

- ・地震に関わる対応では、停電等によりメールや電話の連絡方法が必ず確保できるとはいえない。したがって、「あんしんネット」での連絡は行わない。
- ・地区代表の方は、登校時の集合場所で児童を待ち、各家庭に送り届けたり、必要に応じて安全な場所に避難させたりする。
- ・休校や授業の打ち切りをする場合、給食について考慮しない。ただし、中学校区の学校間の連携は図る。

4 児童館の対応について

- ・学校の対応と同じとする。緊急の下校時や休校時は、児童館では子どもを預からない。